

# ●国際共同開発の助成に 関する基準

昭和六十一年六月十七日

通商産業省告示第二百二十号

改正 平成八年九月四日 通商産業省告示第四百十六号

改正 平成十二年八月二十八日 通商産業省告示第五百二十三号

改正 平成十六年十一月三十日 経済産業省告示第四百二十号

改正 平成二十一年八月十七日 経済産業省告示第二百六十七号

航空機工業振興法（昭和三十三年法律第五十号）第五条第一号の  
基準を次のように定める。

## 国際共同開発の助成に関する基準

指定開発促進機関が行う開発助成金の交付の対象となる国際共同開  
発は、次の各号に適合するものとする。

- 一 航空機工業振興法第三条第一項に規定する開発事業者に対する国  
際共同開発に関する基本的な指針（以下「指針」という。）Ⅱに掲  
げる種類（平成十七年四月経済産業省告示第二百十一号（以下「平  
成十七年四月告示」という。）Ⅱに掲げるものを含む。）に属する  
航空機等の国際共同開発であること。

二 指針Ⅲに定める技術上の目標（平成十七年四月告示Ⅲに掲げるも  
のを含む。）の達成が見込まれる航空機等の国際共同開発であるこ  
と。

三 指針Ⅳに定める重要事項に即した航空機等の国際共同開発である  
こと。

四 産業の技術の向上及び国際交流の進展に相当程度寄与する国際共  
同開発であること。

五 開発に伴うリスクが大きく、かつ、航空機工業振興法第五条に規定す  
る開発助成金の交付により同法第八条の納付金の納付を見込むことが  
できることとなる国際共同開発であること。